

令和8年2月16日

令和7年度愛媛県国民健康保険運営協議会の開催について

標記協議会を次のとおり開催（全部公開）します。

- 1 開催日時
令和8年2月20日（金）午後7時30分から
- 2 開催場所
愛媛県庁 第一別館 3階 第3会議室
- 3 議 題
 - (1) 令和6年度愛媛県国保特別会計決算及び
令和7年度愛媛県国保特別会計予算について
 - (2) 令和8年度国保事業費納付金等の算定について
 - (3) その他
- 4 傍 聴
 - (1) 傍聴の定員 5人
 - (2) 傍聴の申込方法等
 - ① 傍聴を希望される方は、2月18日（水）午後5時までに住所・氏名・連絡先（電話又はFAX番号）を下記申込先まで御連絡ください。
 - ② 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、2月19日（木）午後3時までに事務局から電話又はFAXにて御連絡します。

－問合せ先・傍聴申込先－

愛媛県保健福祉部

社会福祉医療局 医療保険課 国保係

【電話番号】 089-912-2436

【FAX】 089-912-2439

愛媛県国民健康保険運営協議会傍聴要領

愛媛県国民健康保険運営協議会

〔平成 29 年 7 月 13 日制定〕

〔平成 31 年 2 月 8 日改正〕

1 傍聴の申込み

傍聴を希望する者は、会議開催日の 2 日前（閉庁日を除く）の 17 時までに、傍聴を希望する会議名（愛媛県国民健康保険運営協議会）、住所、氏名、連絡先（電話番号又は F A X 番号）を愛媛県国民健康保険運営協議会事務局（愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療保険課）まで申し出なければならない。

2 申込みの受付

傍聴申込みの受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

3 傍聴受付の連絡

事務局は、会議開催日の前日（閉庁日を除く）の 15 時までに、傍聴人に傍聴可能であることを連絡する。

4 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は 5 人とする。ただし、会場の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

5 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

6 会議の秩序の維持

会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。